

18号建物ブロワー交換

給排水係



| 業務隊長 | 管理科長 | 営繕班長 | 営繕主任 | 工事企画 | 管財 | 施設管理 |
|-------------|-------------|------|------|------|-----|------|
| | | | | | | |
| 件名 | 18号建物ブロワー交換 | | | | | |
| 図面 | 表紙 | 縮尺 | | | — | |
| 作成年月日 | 令和7年12月5日 | | | 図面番号 | 1/3 | |
| 川内駐屯地業務隊管理科 | | | | | | |

仕 様 書

- 1 工事件名 18号建物プロワー交換
- 2 工事場所 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
陸上自衛隊川内駐屯地浄化槽プロワー室

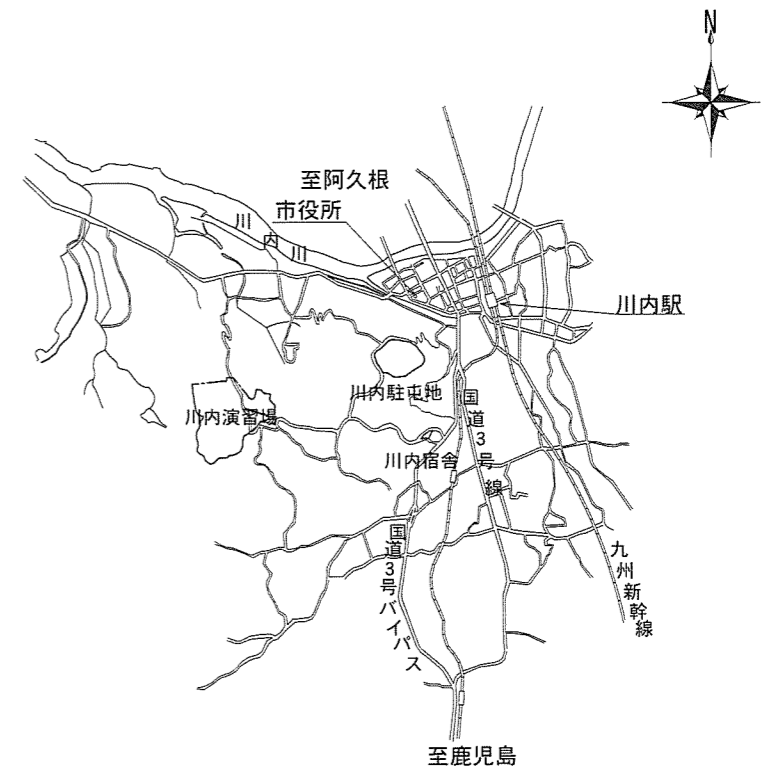
- 3 工事概要
プロワー交換 2台
フレキシブルジョイント (AFD 100N)

4 一般事項

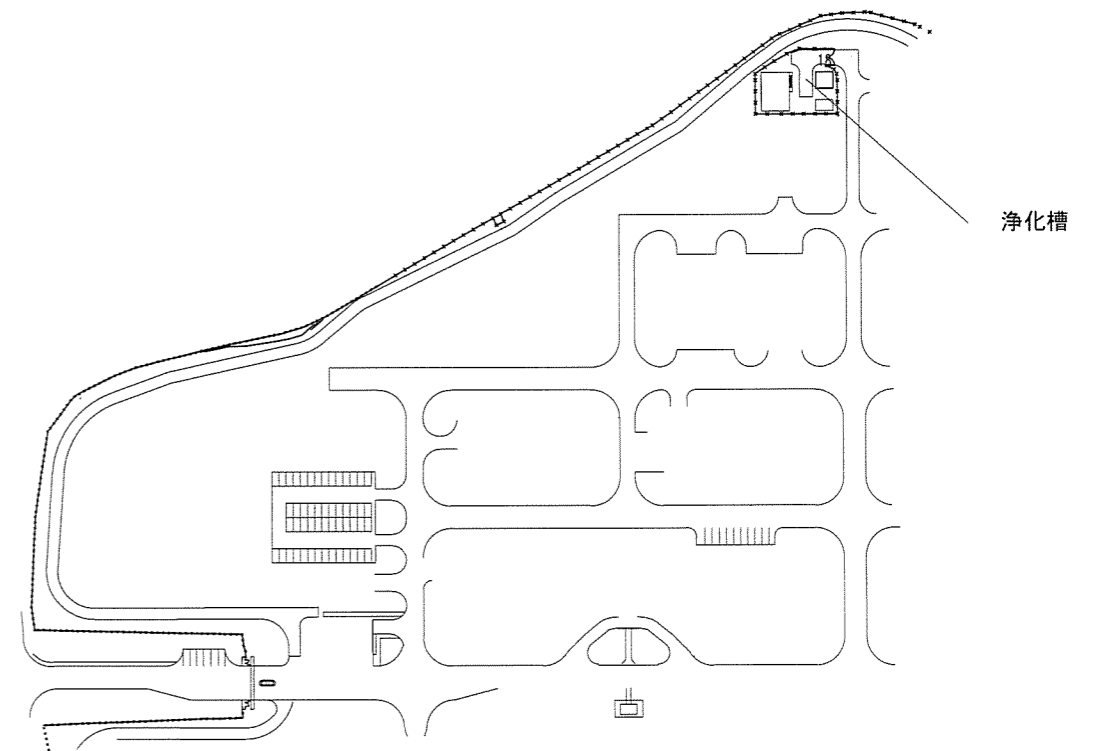
- (1) 本作業は、特記仕様書によるほか国土交通省大臣官房長官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるものとする。また、仕様書に記載無き事項といえども当然実施を要する箇所は、請負業者の責任において良心的かつ入念に実施すること。
- (2) 本作業の施工に際し、周囲の構造物等に損傷等を与えないよう十分に注意して養生施工し、損傷等を与えた場合は、請負業者の負担においてすべて原形に復旧すること。
- (3) 作業場所における風紀・盗難並びに火気の取扱等安全面については、請負業者の責任において管理すること。
- (4) 作業の際、異常を発見した場合は、速やかに原因を究明し状況を部隊側に報告し事後の指示に従うこと。
- (5) 作業に使用する材料は、全て新品とし使用する前に部隊側の検査を受け合格品のみを使用すること。なお、不合格品は速やかに搬出すること。
- (6) 作業の納まり等で使用材料・取付工法の軽微な変更は、監督官と調整の上、実施すること。
- (7) 作業の記録は、全般的な経過及び部隊側と協議した結果を記録した書面を作成する。なお作業の記録において部隊側より請求された場合は、提出又は提示すること。
- (8) 写真については、作業前から作業後までの工程毎（作業前・作業中・作業後）及び部隊側の指示する事項について、カラー版各1枚を撮影し工事用7ｈ' 6 (A4版) に整理した上、提出すること。デジタルカメラの場合、A4用紙に3枚を基準に印刷して提出すること。
- (9) 本作業において発生する金属くずについては、発生材調書を監督官に提出するものとし、監督官が指示する場所（駐屯地内）に運搬・集積すること。
- (10) 作業完了後、監督官立ち会いのもと運転調整を行い、異常の有無を確認するものとし、異常が確認された場合は、原因を特定し、改善方法及び見積書を書面にて、監督官に提出すること。
- (11) 作業の際に、電気・水が必要なときは、請負業者が負担するものとする。

5 特記事項

- (1) 本工事で使用する材料は下記に示すもの、若しくは同等品以上とする。
プロワー：6BE100H（防振架台KA-40も含む）
- (2) 取替完了後、監督官立ち会いの下、試運転調整を実施し正常に作動することを確認するものとする。



案 内 図



| | | | |
|-------------|-------------|------|-------|
| 件 名 | 18号建物プロワー交換 | | |
| 図 面 | 仕様書、配置図 | 縮 尺 | — |
| 作成年月日 | 令和7年12月5日 | 図面番号 | 2 / 3 |
| 川内駐屯地業務隊管理科 | | | |

6.000

3.500

既存新設機器詳細

| | |
|------|------------------|
| 品名 | ブローワー |
| 型式 | 6BE100H |
| メーカー | 株式会社アンレット |
| 備考 | 防振架台 (KA-40) も含む |

フレキシブルジョイント撤去及び新設 (AFD 100N)

既存ブローワー撤去及び新設 (電源既存流用)

ブローワー室 1/30

| | | | |
|-------------|--------------|------|------|
| 件名 | 18号建物ブローワー交換 | | |
| 図面 | 平面図 | 縮尺 | 1/30 |
| 作成年月日 | 令和7年12月5日 | 図面番号 | 3/3 |
| 川内駐屯地業務隊管理科 | | | |